

**規制改革会議**  
**国際経済連携タスク・フォース**

**平成19年5月10日**  
**経済産業省提出資料**

< 意見交換テーマ2 >

「スピードとセキュリティが両立した国際的に優れた輸出入通関制度の確立」について

(1)【財務省・国土交通省・経済産業省】輸出入通関制度に関連するコンプライアンス・プログラムについて規定する「関税法」「輸出入管理社内規定」、「特定航空貨物利用運送事業者 (Known Shipper/Regulated Agent) 制度」について、これら制度間の調和、共通項目の統一化・簡素化が重要と考えるが、貴省のお考えをそれぞれお示し願いたい。またその延長で、欧米等海外のコンプライアンス・プログラムとの相互認証を視野に入れた海外プログラムとの調和が必要と考えるが、その実現に向けた貴省の取組についてお示し願いたい。

(回答)

(【用語の訂正】「輸出入管理社内規定」 「輸出管理社内規程」)

1. 制度間の調和、共通項目の統一化・簡素化についての考え

(1) 各省の所管する類似した制度が、企業側に過度な負担となっているとの声があることを承知。

(2) そのため、昨年12月から関係各省とも協議を行い、当省の輸出管理社内規程と関税法を根拠とするコンプライアンス・プログラムとで共通する部分について相互に認証することとした。具体的には、財務省に届出たコンプライアンス・プログラムを当省に届出の際には共通する項目の審査を可能な限り省略することとして、本年3月30日にその旨公表し、同4月1日から実施している。

(3) 以上の措置により、複数制度間の共通項目の統一化・簡素化は、企業の負担感を軽減できるところまで進んだと考えているところ。